令和９年度　チャレンジショップ出店者募集要項

（１）店舗の概要

募集業種	**小売・サービス業等**
募集店舗住所	都城市中町 13-11-2
入居(出店)店舗の面積及び店舗数	◇１店舗（区画）＝３坪 ◇店舗数＝４店舗（予定）
店舗利用料	◇１０,０００円／月店舗（消費税含む） ※敷金、保証金徴収無し。
光熱費、通信費	入居者（出店者）実費負担 ※店舗毎に電気料金　※NTT・ケーブルテレビ
その他の出店者負担	各店舗において行う飾り付け等の内装、商品陳列ケースや棚等の備品購入費等については出店者負担
入居（出店）期間	令和１０年３月まで
営業時間※	広場　１０：００～１９：００ 店舗　１０：００～１９：００
定休日※	毎週火曜日
経営支援	◇各店舗の営業状況に応じた経営指導 ◇創業相談受付 ◇独立開業時における市内商店街等の空店舗情報紹介 ◇その他必要な事項等

※営業時間及び定休日については、応相談。

（２）応募資格

応募者は、次のすべての要件を満たすものとする

ア　１８歳以上で、将来中心市街地等で小売・サービス業の独立開業を目指す意欲ある個人・グループ等。
イ　開業後（チャレンジショップ卒業後）１年未満に中心市街地で開業を希望する者。
ウ　都城商工会議所及び関係機関が実施する創業支援セミナー等を受講した者又は受講予定者、同等の知識を有する者。
エ　チャレンジショップ出店時には、中心市街地活性化に寄与するためのイベントの運営・参画に積極的である者。

（３）欠格事項

応募者が以下の事項に該当する場合、応募できません

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号の規定に該当する。
イ　応募者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
ウ　国税及び地方税を滞納している。

（４）遵守事項

出店者会議は毎月一回開催するものとし、出店者は原則として出席しなければならない。

（５）管理上の措置

都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例第 11 条に基づき、指定管理者は、営業実態が事業計画書と著しく異なると認める場合には、当該出店者に対し改善を求めることができる。また、改善を求めたにもかかわらず、正当な理由なく改善されない場合は、出店の承認を取り消すことができる。

（６）申込方法

申込書類	・別紙 1「出店申請書」 ・別紙 2「履歴書」
申込締切	**随時**
申込先	協同組合都城オーバルパティオ 〒885-0071 宮崎県都城市中町 13-22 TEL・FAX：0986-45-1000 **※ＦＡＸを送付後、必ず電話にて連絡をお願い致します。**
選考方法	一次審査：書類審査 二次審査：面接審査

（７）申込後の流れ（予定）

① 出店申込（（協）都城オーバルパティオ）

② 事業計画書作成（都城商工会議所）

・事業計画書について、内容説明及びアドバイスを受け作成開始

③ 事業計画書提出（都城商工会議所）

・商工会議所が書類等を確認し申請者へ返却

※別途最終版を「協同組合都城オーバルパティオ」へ提出

④ 書類審査・個別面接審査

⑤ 出店者決定通知

⑥ 出店に向けた準備

※この要項は、都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例及び都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例施行規則に基づいています。